

質 疑 回 答 書(申請関係)

工事番号 5-相楽-10

工事名 相楽中部消防組合消防本部(署)新庁舎建築工事

回答日 令和5年9月19日

相楽中部消防組合消防本部

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
令和5年9月19日回答分		
1	現場説明書2.1)②に工事着手は造成工事の進捗状況により令和6年3月初旬から可能となると明記がありますが、契約締結の翌日から工事着手までの期間において、現場代理人及び監理技術者の配置につきましては、公告文12(10)に記載のある通り発注者と連絡体制が確保出来れば常駐させる必要はないという解釈でよろしいでしょうか？	現場代理人は当該工事現場に常駐が必要です。また、監理技術者は当該工事現場への専任が必要です。 ただし、現場代理人については、本契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間は、発注者と常時連絡がとれるよう連絡体制が打合せ記録簿等で明確になっていれば、常駐を要しません。 また、監理技術者に求めているのは専任であり、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではありません（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）。